

## 福井市監査告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定並びに福井市監査基準（令和2年福井市監査告示第20号）により監査を実施したので、同条第9項の規定及び福井市監査基準により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年3月26日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	滝	波	秀	樹
福井市監査委員	今	村	辰	和
福井市監査委員	下	畑	健	二

### 1 監査の種別

定期監査（財務監査）

### 2 監査の対象

#### (1) 対象所属

財政部 施設活用推進課（台帳の管理）

工事・会計管理部 出納課（証書の保管）

#### (2) 監査の範囲

令和2年12月31日現在における有価証券等の管理状況

### 3 監査の着眼点

(1) 有価証券台帳は調製され、取得及び処分等の異動について正確に記録されているか。

(2) 有価証券等証書の保管及び取扱いは適正に行われているか。

### 4 監査の実施内容

令和3年1月15日から同年3月18日までの期間において、令和2年12月31日現在の有価証券11件及び出資による権利40件について、保管状況及び台帳の整備状況の調査を行い、また、令

和 3 年 1 月 2 5 日 には 証 書 の 現 物 確 認 を 実 施 し た。

## 5 監 査 結 果

1 から 4 ま で に 記 載 の と お り 監 査 し た 限 り に お い て、 有 価 証 券 等 証 書 の 保 管 及 び 台 帳 の 整 備 状 況 に つ い て、 適 正 に 執 行 さ れ て い る と 認 め た。